



平成 25 年 6 月 21 日

各 位

会社名



日医工株式会社

(証券コード 4541 東証第一部)

代表者名 代表取締役社長 田村 友一
問合せ先 常務執行役員管理本部長 稲坂 登

TEL 076-432-2121

長期株式報酬型ストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 17 日に決議いたしました長期株式報酬型ストック・オプションの実施に基づき、本日開催の取締役会におきまして、第 2 回目となる当社取締役（社外取締役を除く）委任型執行役員、委任型理事に対し長期株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることを決議（会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に基づくもの）いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

日医工株式会社 2013 年度新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数

当社の取締役（社外取締役を除く） 6 名

当社の委任型執行役員、委任型理事 7 名

(3) 新株予約権の総数 1,122 個

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 10 株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価額を払込金額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成 25 年 7 月 18 日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使できる期間

平成 25 年 7 月 19 日から平成 55 年 7 月 18 日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の 1 名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができる。

その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記（ 9 ）の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円

未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(1 3) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

(1 4) 1 株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(1 5) 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(1 6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

富山県富山市堤町通り 1 - 2 - 2 6

株式会社北陸銀行 本店

以 上